

プロジェクト 税効果会計

項目 繰延税金資産の回収可能性－設例に基づく検討

本資料の目的

1. 第 5 回専門委員会及び第 290 回親委員会においては、繰延税金資産の回収可能性に関する現行の実務指針の取扱いについて課題が指摘された論点のうち、例示区分、将来の合理的な見積可能期間など、監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第 66 号」という。）全般に関わる論点について検討を開始した。

この検討にあたり、仮に監査委員会報告第 66 号を変更する場合の方針案を、次の 3 つに分類して議論を行っている。

案 1：監査委員会報告第 66 号の内容を原則として引き継がず、例示区分を廃止する。

案 2：現行の監査委員会報告第 66 号の例示区分をそのまま用いずに、新たな例示区分を設定する。

案 3：現行の監査委員会報告第 66 号の例示区分をそのまま用いたうえで、各例示区分に対応する将来の合理的な見積可能期間について見直す。

2. 本資料では、第 5 回専門委員会及び第 290 回親委員会で聞かれた意見を踏まえ、監査委員会報告第 66 号全般に関わる論点の議論を深めるため、設例を挙げて、それらについて考えられる論点を検討する。

なお、本資料における設例は、監査委員会報告第 66 号全般に関わる論点の議論を深めるために、関連する前提条件と判断を単純化して示している。したがって、経営環境や各企業の実情等に応じて本資料の設例とは判断が異なり得る点に留意されたい。

設例**I. 従来は例示区分 1 号であったが例示区分 2 号になる場合**

3. 従来は例示区分 1 号に該当する会社であったが例示区分 2 号に該当する会社になる場合として、次のケースについて検討する。

(前期までの状況)

- 每期連続して安定的な課税所得を計上しており、経営環境に著しい変化はみられなかった。
- 年間の課税所得の額が期末における将来減算一時差異の額を十分に上回

っていた。

- 将来減算一時差異には、土地の減損損失に係るものが含まれていた。この土地は、数年前に閉鎖した工場の跡地である。

(前期末における例示区分の分類等に係る判断)

- 前期末において、例示区分1号に該当すると判断されていた。

(当期の状況)

- 当期も課税所得を計上している。経営環境に著しい変化はみられない。
- 退職給付引当金の増加により、将来減算一時差異の総額が著しく増加したことにより、課税所得の額が当期末における将来減算一時差異の額を十分に上回るほどではなくなった。
- 数年前に閉鎖した工場跡地の減損損失に係る将来減算一時差異は引き続き存在している。当該跡地はいずれ売却されることが想定されているが、売却の正式な意思決定は行われていない。
- スケジュールリングの結果、毎期の課税所得の見込額が、スケジュールリング可能な将来減算一時差異の毎期の解消見込額を上回ることが見込まれている。

(当期末における例示区分の分類等に係る判断)

- 当期末において、将来減算一時差異の額が課税所得の額を上回る状況になったことを踏まえ、例示区分2号に該当すると判断された。
- 工場跡地の減損損失に係る将来減算一時差異については、税務上の損金算入時期が明確でないため、当期末において、スケジュールリング不能な将来減算一時差異に該当すると判断された。
- このため、当期末において、工場跡地の減損損失に係る将来減算一時差異についての繰延税金資産が取り崩された。

4. この設例に関連した監査委員会報告第66号の規定は次のようになっている。

- 例示区分1号に該当する会社とは、期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を每期（当期及びおおむね過去3年以上）計上しており、その経営環境に著しい変化がない会社である。例示区分1号に該当した場合には、スケジュールリング不能な将来減算一時差異についても、将来スケジュールリングが可能となった時点で課税所得が発生する蓋然性が高いため、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産については回収可能性があるとは判断できるものとされている。
- 例示区分2号に該当する会社とは、業績は安定しているが、期末における将来

減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社である。過去の業績が安定しているとは、当期及び過去（おおむね3年以上）連続してある程度の経常的な利益を計上していることを意味する。例示区分2号に該当した場合には、「一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産は回収可能性があるとは判断できるものとする」とされているため、スケジューリング不能な将来減算一時差異については回収可能性があるとは判断されないものと解される。

- スケジューリング不能な将来減算一時差異とは、① 将来の一定の事実が発生することによって税務上損金算入の要件を充足することが見込まれる一時差異であるが、期末において将来の一定の事実の発生が見込めないことにより、税務上損金算入の要件を充足することが見込めない場合、又は、② 会社による将来の一定の行為の実施についての意思決定若しくは実施計画等の存在により、税務上損金算入の要件を充足することが見込まれる一時差異であるが、会社による将来の一定の行為の実施についての意思決定若しくは実施計画等が存在しないことにより、税務上損金算入の要件を充足することが見込めない場合を意味する。
5. 例示区分1号から例示区分2号になることにより、スケジューリング不能な将来減算一時差異についての繰延税金資産を取り崩すことについて、次のような論点があると考えられるがどうか。
- 課税所得（スケジューリング可能な一時差異の解消額の加減算後）が発生することが長期にわたって見込まれる場合であって、スケジューリング不能な将来減算一時差異がその期間内にはいずれ解消されると見込まれているならば、課税所得（スケジューリング可能な一時差異の解消額の加減算後）が見込まれる範囲内で回収できる部分がある可能性もあるのではないかと考えられるが、スケジューリング不能な将来減算一時差異について、一律に回収不能とすることが、実態を表さない可能性はないか。
 - 税務上の損金算入時期が明確になってはいないが、近い将来に損金算入される可能性が高いと認められる将来減算一時差異について、一律に回収不能と判断することが、実態を表さない可能性はないか。
6. 上記の論点については、以下の規定が関連すると考えられる。
- 例示区分2号に該当した場合のスケジューリング不能な将来減算一時差異の取扱いに係る規定
 - スケジューリング不能な将来減算一時差異の定義

ディスカッション・ポイント

上記の設例に関する分析についてご意見を頂きたい。

II. 従来は例示区分2号であったが例示区分3号になる場合

7. 従来は例示区分2号に該当する会社であったが例示区分3号に該当する会社になる場合として、次のケースについて検討する。

(前期までの状況)

- 每期連続してある程度の経常的な利益及び課税所得を計上していた。課税所得の額は期末における将来減算一時差異の額を十分に上回るほどではなかった。
- 将来減算一時差異には、建物の減損損失に係るものが含まれていた。回収可能性の判断において建物の残存耐用年数 30 年でスケジューリングを行っている。

(前期末における例示区分の分類等に係る判断)

- 前期末において、例示区分2号に該当すると判断されていた。

(当期の状況)

- 経済環境の悪化等に伴い、損失（及び税務上の欠損金）が生じた。当該税務上の欠損金は多額なものではない。
- 建物の減損損失に係る将来減算一時差異は引き続き存在する。

(当期末における例示区分の分類等に係る判断)

- 当期末において、税務上の欠損金は重要でないが、業績が不安定な状況であり、例示区分3号に該当すると判断された。
- このため、当期末において、将来減算一時差異のうち将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年）を超えてスケジューリングされている部分（退職給付引当金及び建物の減価償却超過額を除く）についての繰延税金資産が取り崩された。

8. この設例に関連した監査委員会報告第66号等の規定は次のようになっている。

- 例示区分2号に該当する会社とは、業績は安定しているが、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社である。過去の業績が安定しているとは、当期及び過去（おおむね3年以上）連続してある程度の経

常的な利益を計上していることを意味する。例示区分2号に該当した場合には、「一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産は回収可能性がある」と判断できるものとする」とされているため、将来の合理的な見積可能期間について、年数による制限は規定されていない。

- 例示区分3号に該当する会社とは、業績が不安定であり、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社である。過去の業績が不安定とは、過去の経常的な損益が大きく増減しているような場合を意味する。例示区分3号に該当した場合には、「将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年）内の課税所得の見積額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産は回収可能性がある」と判断できるものとする」とされており、将来下の合理的な見積可能期間内の課税所得の見積額により回収可能額に制限を加えている。
- スケジューリングの結果、その将来解消年度が長期となる将来減算一時差異（建物の減価償却超過額等）については、企業が継続する限り、長期にわたるが将来解消され、将来の税金負担額を軽減する効果を有するものとされており、例示区分2号に該当する会社の場合には、こうした将来減算一時差異に係る繰延税金資産について、回収可能性がある」と判断できるものとする」とされている。また、例示区分3号に該当する会社の場合には、通常、合理的な見積可能期間とされる期間（おおむね5年）を超えた年度であっても、当期末における当該一時差異の最終解消年度までに解消されると見込まれる将来減算一時差異に係る繰延税金資産については、その回収可能性がある」と判断できるものとする」とされている。
- 一方、監査委員会報告第70号「その他有価証券の評価差額及び固定資産の減損損失に係る税効果会計の適用における監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第70号」という。）において、償却資産の減損損失に係る将来減算一時差異については、スケジューリングの結果、その将来解消年度が長期となる将来減算一時差異と同様の取扱いとはしない旨が規定されている。

9. 例示区分2号から例示区分3号になることにより、将来減算一時差異のうちおおむね5年を超えてスケジューリングされている部分（退職給付引当金及び建物の減価償却超過額を除く）についての繰延税金資産を取り崩すことについて、次のような論点があると考えられるがどうか。

- おおむね5年を超えて解消する将来減算一時差異としては、例えば以下のようなものが考えられる。例示区分3号に該当する場合、これらの将来減算一時差

異については、一律に、おおむね5年を超える部分は回収不能とされているが、このような取扱いは実態を表さない可能性はないか。

- 償却資産の減損損失
 - 資産除去債務
 - 役員退職金慰労引当金（これまでの役員在任期間の実績や内規などに基づいて役員の退任時期を合理的に見込むことができるもの）
 - 工事損失引当金
 - 製品保証引当金
 - 償還期日のある債券の減損損失
- 建物の減価償却超過額に係る将来減算一時差異については、例示区分3号に該当する場合、おおむね5年を超えた年度であっても、期末における当該一時差異の最終解消年度までに解消されると見込まれる部分に係る繰延税金資産の回収可能性はあると判断できるとされているのに対し、償却資産の減損損失に係る将来減算一時差異については、おおむね5年を超えてスケジューリングされている部分についての繰延税金資産を計上できないこととされているが、減価償却の認容によって課税所得に反映されることを考慮した場合、このように異なる取扱いをすることが、実態を表さない可能性はないか。

10. 上記の論点については、以下の規定が関連すると考えられる。

- 例示区分3号に該当した場合に将来の合理的な見積可能期間をおおむね5年とする規定
- 将来解消年度が長期となる将来減算一時差異の定義
- 固定資産の減損損失に関する監査報告委員会報告第70号の規定

ディスカッション・ポイント

上記の設例に関する分析についてご意見を頂きたい。

Ⅲ. 従来は例示区分2号であったが例示区分4号ただし書きになる場合

11. 従来は例示区分2号に該当する会社であったが例示区分4号ただし書きに該当する会社になる場合として、次のケースについて検討する。

(前期までの状況)

- 每期連続してある程度の経常的な利益及び課税所得を計上していた。課税所得の額は期末における将来減算一時差異の額を十分に上回るほどでは

なかった。

- 将来減算一時差異には、製品保証引当金に係るものが含まれていた。10年にわたり製品保証を行っているため、回収可能性の判断において10年間でスケジューリングを行っていた。

(前期末における例示区分の分類等に係る判断)

- 前期末において、例示区分2号に該当すると判断されていた。

(当期の状況)

- 一部の事業のリストラクチャリングを行い、多額の費用及び損失が生じた。当該費用及び損失は損金算入できたため、当期末において多額の税務上の欠損金が生じた。
- リストラクチャリングを行った事業以外の事業は引き続き安定した利益及び課税所得を計上している。
- 製品保証引当金はリストラクチャリングを行った事業以外の事業に関するものである。

(当期末における例示区分の分類等に係る判断)

- 当期末において、税務上の繰越欠損金は重要であり、かつ、非経常的な特別の原因により発生したものと判断した。また、このリストラクチャリングにより発生した損金を除けば、每期課税所得を計上していることから、例示区分4号ただし書きに該当すると判断された。
- このため、当期末における繰越欠損金のうちおおむね5年を超える期間に控除が見込まれる部分についての繰延税金資産は計上しておらず、製品保証引当金に係る将来減算一時差異のうちおおむね5年を超える期間に解消が見込まれる部分についての繰延税金資産が取り崩された。

12. この設例に関連した監査委員会報告第66号の規定は次のようになっている。

- 例示区分2号に該当する会社とは、業績は安定しているが、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社である。過去の業績が安定しているとは、当期及び過去（おおむね3年以上）連続してある程度の経常的な利益を計上していることを意味する。例示区分2号に該当した場合には、「一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産は回収可能性がある」と判断できるものとする」とされているため、将来の合理的な見積可能期間について、年数による制限は規定されていない。
- 例示区分4号ただし書きに該当する会社には、期末において重要な税務上の繰

越欠損金が存在する会社であるが、重要な税務上の繰越欠損金が「例えば、事業のリストラクチャリングや法令等の改正などによる非経常的な特別の原因により発生したものであり、それを除けば課税所得を每期計上している会社」が含まれる。例示区分4号ただし書きに該当する場合には、「将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年）内の課税所得の見積額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産は回収可能性があると判断できるものとする」とされており、おおむね5年という年数による制限が規定されている。

13. 例示区分2号から例示区分4号ただし書きになることにより、繰越欠損金及び将来減算一時差異のうちおおむね5年を超える期間に回収が見込まれる部分についての繰延税金資産を計上しないことについて、次のような論点があると考えられるかどうか。
- 例示区分4号ただし書きに該当する会社では、おおむね5年を超えて解消する将来減算一時差異（退職給付引当金及び償却資産の減価償却超過額を除く）については、一律に、おおむね5年を超える部分を回収不能と判断されることが、実態を表さない可能性はないか。
 - リストラクチャリングを行った事業以外の事業が将来において安定した課税所得を生じることが見込まれている状況において、一律に、おおむね5年を超えて繰越欠損金に回収可能性がないと判断することは実態を表さない可能性はないか。
14. 上記の論点については、以下の規定が関連すると考えられる。
- 例示区分4号本則及び例示区分4号ただし書きの要件
 - 例示区分4号ただし書きに該当した場合に将来の合理的な見積可能期間をおおむね5年とする規定

ディスカッション・ポイント

上記の設例に関する分析についてご意見を頂きたい。

IV. 従来は例示区分2号であったが例示区分4号本則になる場合

15. 従来は例示区分2号に該当する会社であったが例示区分4号本則に該当する会社になる場合として、次のケースについて検討する。

(前期までの状況)

- 毎期連続してある程度の経常的な利益及び課税所得を計上していた。課税所得の額は期末における将来減算一時差異の額を十分に上回るほどではなかった。
- 将来減算一時差異には、得意先への貸付金について5年前に有税で引き当てた貸倒引当金に係るものが含まれていた。

(前期末における例示区分の分類等に係る判断)

- 前期末において、例示区分2号に該当すると判断されていた。

(当期の状況)

- 当期においてもある程度の利益を計上している。
- 得意先への貸付金に係る貸倒引当金について減算認容された。その結果、当期末において多額の税務上の欠損金が生じた。
- 得意先への貸付金は5年前に全額引当済みであり、当期の利益への影響はない。
- 翌期以降は長期間にわたり安定した利益及び課税所得が発生すると見込んでいる。

(当期末における例示区分の分類等に係る判断)

- 当期末において、税務上の繰越欠損金は重要であり、かつ、非経常的な特別の原因により発生したのではないと判断され、例示区分4号本則に該当するものと判断された。
- このため、当期末における繰越欠損金のうち1年を超える期間に控除が見込まれる部分についての繰延税金資産は計上しておらず、将来減算一時差異のうち1年を超える期間に解消が見込まれる部分についての繰延税金資産が取り崩された。

16. この設例に関連した監査委員会報告第66号の規定は次のようになっている。

- 例示区分2号に該当する会社とは、業績は安定しているが、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社である。過去の業績が安定しているとは、当期及び過去（おおむね3年以上）連続してある程度の経常的な利益を計上していることを意味する。例示区分2号に該当した場合には、「一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産は回収可能性がある」と判断できるものとする」とされているため、将来の合理的な見積可能期間について、年数に

よる制限は規定されていない。

- 例示区分4号本則に該当する会社には、期末において重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社が含まれる。ただし、重要な税務上の繰越欠損金が「例えば、事業のリストラクチャリングや法令等の改正などによる非経常的な特別の原因により発生したものであり、それを除けば課税所得を每期計上している」場合は除かれる。例示区分4号本則に該当する場合には、「原則として、翌期に課税所得の発生が確実に見込まれる場合で、かつ、その範囲内で翌期の一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産は回収可能性がある」と判断できるものとする」とされており、1年という年数による制限が規定されている。
17. 例示区分2号から例示区分4号本則になることにより、繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち1年を超える期間に回収が見込まれる部分についての繰延税金資産を計上しないことについて、次のような論点があると考えられるがどうか。
- 将来減算一時差異が減算認容されたことによって税務上の重要な繰越欠損金が生じたとしても、最近において安定的な利益を計上しており、将来においても安定的な利益及び課税所得が計上されることが見込まれる場合に、繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち1年を超える期間に回収が見込まれる部分を一律に回収不能と判断することが、実態を表さない可能性はないか。
18. 上記の論点については、以下の規定が関連すると考えられる。
- 例示区分4号本則の要件

ディスカッション・ポイント

上記の設例に関する分析についてご意見を頂きたい。

V. 従来は例示区分3号であったが例示区分4号本則になる場合

19. 従来は例示区分3号であったが例示区分4号本則になる場合として、次のケースについて検討する。

(前期末までの状況)

- 過去の経常的な損益が大きく増減している。これは、販売数量は安定しているものの、販売価格が原材料価格の変動に伴い変動するためである。
- 商慣習により、販売価格は原材料価格の変動を反映するように価格改定の交渉がされてきた。販売価格改定のタイミングが数カ月ずれることによ

り、損益が一時的に赤字になったり黒字になったりする。過去においては、中長期的には一定のマージンが確保されるように販売価格が決定されてきた経緯がある。

- 前期までの数年間においては、原材料価格の変動による業績変動はあったが、赤字であっても税務上の欠損金が多額となることはなかった。

(前期末における例示区分の分類等に係る判断)

- 前期末において、例示区分3号に該当すると判断されていた。

(当期の状況)

- 当期において、原材料価格が大幅に上昇したが、販売価格の交渉が期末にずれこんだため、当期は多額の赤字を計上し、税務上も多額の欠損金を計上した。
- 翌期以降は安定した利益及び課税所得が発生すると見込んでいる。

(当期末における例示区分の分類等に係る判断)

- 当期末において、税務上の繰越欠損金は重要であり、かつ、非経常的な特別の原因により発生したものではないと判断され、例示区分4号本則に該当するものと判断された。
- このため、当期末における繰越欠損金のうち1年を超える期間に控除が見込まれる部分についての繰延税金資産は計上しておらず、将来減算一時差異のうち1年を超える期間に解消が見込まれる部分についての繰延税金資産は取り崩された。

20. この設例に関連した監査委員会報告第66号の規定は次のようになっている。

- 例示区分3号に該当する会社とは、業績が不安定であり、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社である。過去の業績が不安定とは、過去の経常的な損益が大きく増減しているような場合を意味する。例示区分3号に該当した場合には、「将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年）内の課税所得の見積額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産は回収可能性がある」と判断できるものとする」とされており、おおむね5年という年数による制限が規定されている。
- 例示区分4号本則に該当する会社には、期末において重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社が含まれる。ただし、重要な税務上の繰越欠損金が「例えば、事業のリストラクチャリングや法令等の改正などによる非経常的な特別の原因により発生したものであり、それを除けば課税所得を毎期計上している」場

合は除かれる。例示区分4号本則に該当する場合には、「原則として、翌期に課税所得の発生が確実に見込まれる場合で、かつ、その範囲内で翌期の一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産は回収可能性がある」と判断できるものとする」とされており、1年という年数による制限が規定されている。

21. 例示区分3号から例示区分4号本則になることにより、繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち1年を超える期間に回収が見込まれる部分についての繰延税金資産を計上しないことについて、次のような論点があると考えられるがどうか。
- 重要な欠損金が存在していても、価格交渉などの商慣習を勘案した場合には中長期的には損益状況が改善すると認められる場合に、繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち1年を超える期間に回収が見込まれる部分を一律に回収不能と判断することは実態を表さない可能性はないか。
22. 上記の論点については、以下の規定が関連すると考えられる。
- 例示区分4号本則の要件

ディスカッション・ポイント

上記の設例に関する分析についてご意見を頂きたい。

VI. 例示区分4号本則である場合

23. 例示区分4号本則に該当する会社として、次のケースについて検討する。

(前期までの状況)

- 数年前まで連続して赤字を計上し、税務上も欠損となっていた。その結果、数年前には、多額の税務上の繰越欠損金があった。また、2年前に、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れもあった。
- その後、新製品の開発に成功し、前期には黒字転換した。
- 期末において多額の税務上の繰越欠損金が残っている。

(前期末における例示区分の分類等に係る判断)

- 前期末において、税務上の繰越欠損金は重要であり、かつ、非経常的な特別の原因により発生したものではないと判断され、また、2年前に重要な税務上の欠損金の繰越期限切れがあったことも併せ考慮されて、例示区分4号本則に該当するものと判断された。

(当期の状況)

- 当期においても、ある程度の利益が発生している。来期以降も数年間にわたり每期継続してある程度の利益を計上することが見込まれている。
- 税務上の繰越欠損金があるため税金の支払は生じていない。
- 期末において多額の税務上の繰越欠損金が残っている。

(当期末における例示区分の分類等に係る判断)

- 当期末においても、引き続き税務上の繰越欠損金は重要であり、かつ、非経常的な特別の原因により発生したものではないと判断され、例示区分 4号本則に該当するものと判断された。
- このため、当期末における繰越欠損金のうち1年を超える期間に控除が見込まれる部分についての繰延税金資産は計上していない。

24. この設例に関連した監査委員会報告第66号の規定は次のようになっている。

- 例示区分4号本則に該当する会社は、次の4つのいずれかに該当する会社である。ただし、重要な税務上の繰越欠損金や過去の経常的な利益水準を大きく上回る将来減算一時差異が、例えば、事業のリストラクチャリングや法令等の改正などによる非経常的な特別の原因により発生したものであり、それを除けば課税所得を每期計上している場合を除く。
 - 期末において重要な税務上の繰越欠損金が存在する。
 - 過去（おおむね3年以内）に重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実があった。
 - 当期末において重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる。
 - 過去の経常的な利益水準を大きく上回る将来減算一時差異が期末に存在する会社について、翌期末において重要な税務上の繰越欠損金の発生が見込まれる。
- 例示区分4号本則に該当する会社については、原則として、翌期に課税所得の発生が確実に見込まれる場合で、かつ、その範囲内で翌期の一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産は回収可能性があるとは判断できるものとするとしている。

25. 例示区分4号本則に該当することにより、繰越欠損金のうち1年を超える期間に回収が見込まれる部分についての繰延税金資産を計上しないことについて、次のような論点があると考えられるがどうか。

- 最近の業績を踏まえると、将来において安定した課税所得を生じることが見込

まれる状況において、期末における重要な税務上の繰越欠損金の存在や過去における期限切れの事実があるというだけで、一律に、繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち1年を超える期間に回収が見込まれる部分を一律に回収不能と判断することは実態を表さない可能性はないか。

26. 上記の論点については、以下の規定が関連すると考えられる。

- 例示区分4号本則及び4号ただし書きの要件
- 例示区分4号本則に該当した場合に翌期の課税所得に限定する規定

ディスカッション・ポイント

上記の設例に関する分析についてご意見を頂きたい。

以 上